令和8 (2026)年度

北海道大学大学院法学研究科 法学政治学専攻(研究大学院)修士課程

外国人留学生入試(第2次募集)

学生募集要項

目 次

| 北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻のアドミッションポリシーと教育の概要 ・・・・・・ 1 |
|--|
| (外国人留学生入試) |
| 令和8(2026)年度北海道大学大学院法学研究科修士課程学生募集要項(第2次募集)3 |
| 令和8(2026)年度北海道大学大学院法学研究科修士課程出願資格審查要項 · · · · · · · · 8 |
| 大学院指導教員一瞥 |

【外国籍の出願者への留意事項】

<ビザ/在留資格について>

○本学で外国人留学生として在籍するには、在留資格「留学」を取得する必要がある。在留資格「留学」の申請に必要な「在留資格認定証明書」は、申請から発行までに3か月以上かかる場合もあるため、あらかじめご了承願いたい。なお、在留資格取得にかかる手続きについては、本学のWebサイト(https://intl-student-handbook.oia.hokudai.ac.jp/preparation/visa)を参照すること。

<安全保障輸出管理について>

- ○本学では「外国為替及び外国貿易法」に基づき「北海道大学安全保障輸出管理規程」を定めて 貨物の輸出、技術の提供(人の受入を含む)について厳格な審査を実施している。
- ○規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない又は研究が実施できない等の制限が かかる場合がある。
- ○安全保障輸出管理にかかる具体的な規制事項等の詳細については、経済産業省の Web サイト (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/) を参照すること。

<出願に関する問い合わせ先・出願書類提出先>

住所:〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

電話:011-706-3964

E-mail: gakuji@juris.hokudai.ac.jp

<インターネット出願に関する問い合わせ先>

「学び・教育」出願・申込サービス サポートセンター (運用会社:株式会社キャリタス)

電話:0120-202079 (受付時間:月~金 10:00~18:00)

E-mail: cvs-web@career-tasu.co.jp

北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻のアドミッションポリシーと教育の概要

[1] 研究大学院修士課程

(i) アドミッションポリシー

研究大学院修士課程は、法学・政治学における<複眼的専門知の修得>をめざした理論教育を提供するという教育理念のもと、次のような人材を求める。

- ・研究者・教師・マスコミ関係などの知的職業人や高度の専門的知識を備えた企業人など を志望して法学・政治学の研究を進めたいと考える学生
- ・リカレントを希望して法学・政治学の専門的知識を学び直したいと考える社会人(教師・企業法務職・実務法曹などの専門職に従事する人、生涯教育を求める市民など)
- ・日本の法学・政治学を広く学んでキャリアに資そうとする留学生

上記に掲げる人材を求めるため、「一般入試」及び「外国人留学生入試」においては、学力試験(筆記試験・口述試験)を実施し、筆記試験によって、法学・政治学に関する修学上必要な素養及び外国語文献読解能力の有無を判定し、また、口述試験によって、修学上必要な能力・資質の有無を判定する。また、「社会経験を有する者の入試」においては、志望理由及び研究計画に関するレポート並びに口述試験によって、研究を遂行する上で必要かつ適正な能力・資質の有無を判定する。

(ii)カリキュラムの概要

- ① 修士課程においては、少人数教育を基本とする密接な研究指導体制をとると共に、多様なニーズを念頭に置いてく複眼的専門知の修得>に資するカリキュラムを設定する。
- ② カリキュラムにおいては、「現代法政論」、「基礎法政論」、「比較法政論」の3つの履修科目群を区分し、一つの分野を軸として他分野にもまたがる複眼的な研究を行うことで法と政治における理論・歴史・比較の通観を可能にすると共に、様々な分野の科目を学びつつ関心に則して段階的に研究を発展させるための履修ガイドラインを設け、さらに専門職大学院や博士後期課程との間の相互交流も図る形で授業科目を配置して、主副2人の指導教員による研究指導を行う。
- ③ 履修ガイドラインにおいては、基本的に1年次に履修するのが望ましい基礎的科目と 基本的に2年次以降に履修するのが望ましい応用的科目等を区分し、複眼的専門知の概 観から習熟へという段階的研究をガイドする。また研究会参加を通じたディシプリンの 形成や、外国語演習による語学力の鍛錬も促進する。
- ④ 以上の履修プロセスのうちで、研究者を志す学生は博士後期課程における本格的研究 の準備作業を行い、教員・ジャーナリストといった知的職業人をめざす学生やリカレン トを求める社会人などは知性ある市民に必須の高度な専門知の修得を目ざして、それぞ れの進路を定める。

[2] 研究大学院博士後期課程

(i) アドミッションポリシー

研究大学院博士後期課程は、修士課程における複眼的専門知の涵養に支えられたうえで さらにく複眼的専門知の深化>を目的として、広がりと深みのある専門研究を完成させ、 社会の高度化・グローバル化に対応できる研究者を志す人を求める。

上記に掲げる人材を求めるため、「一般入試」及び「外国人留学生入試」においては、 学力試験(筆記試験・口述試験)を実施し、筆記試験によって、研究を遂行する上で必要 となる外国語文献読解能力の有無を判定し、口述試験によって、修士論文又は研究論文の 審査等を通じて、研究を遂行する上で必要となる資質・能力の有無を判定する。また、

「社会経験を有する者の入試」においては、志望理由及び研究計画に関するレポート並び に学力試験(口述試験)によって、研究を遂行する上で必要となる資質・能力の有無を判 定する。

(ii)スクーリングの概要

- ① 博士後期課程では<複眼的専門知の深化>をめざす授業科目と研究会を中心として基本スクーリングが行われる。この中で、特に研究の基礎力を身につけるための古典的な外国語文献講読等の演習に力点を置き、専門職大学院修了者等についても、外国語特別研究などにより語学力の向上をはかる。また、博士後期課程でも各種研究会を通じて研究能力を養うと共に、さらに論文指導を設けて、博士論文の構想・執筆について密接な指導を行う。
- ② 課程博士の学位授与を円滑にするために、博士論文構想中間報告や事前審査論文の提出などを通じて、論文作成の指導を進める。また、社会人博士コースに入学した学生については、実務的知識を活用して執筆された多様な形態の論文を社会人博士論文として認め、課程博士を取得することを推奨する。さらに、留学生に対しても積極的な支援と研究指導を行う。

令和8(2026)年度北海道大学大学院法学研究科修士課程学生募集要項(第2次募集) (外国人留学生入試)

令和8 (2026)年度本研究科修士課程(外国人留学生入試)の入学者選考試験を、下記により実施する。

1. 募集人員

法学政治学専攻 ・・・・ 若干名

2. 出願資格

日本国籍を有しないで、次の各号の一に該当する者

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は令和8(2026)年3月までに修 了見込みの者
- (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和8(2026)年3月までに修了見込みの者
- (3) 大学を卒業した者又は令和8(2026)年3月までに卒業見込みの者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学又は各省庁 設置法・組織令による大学校を卒業した者等)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は令和8 (2026)年3月までに 授与される見込みの者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和8(2026)年3月までに修了見込みの者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和8(2026)年3月までに授与される見込みの者
- (8) 専修学校の専門課程(修了年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和8(2026)年3月までに修了見込みの者
- (9) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある と認めた者で、22歳に達したもの又は令和8(2026)年4月1日までに22歳に達する者**
- ※上記(9)に該当する者とは、高等専門学校・短期大学の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、 外国大学日本分校・外国人学校の卒業者など大学卒業資格を有していない者である。

3. 出願期間

- ・インターネットでの出願登録:令和7(2025)年11月10日(月)午前10:00(日本時間) から11月13日(木)午後4:59(日本時間)まで
- ・出 願 書 類 の 提 出:令和7(2025)年11月18日(火)まで ※必ず郵送とし、期限内に必着のこと。

出願手続きは、「①インターネットでの出願登録」、「②検定料等の支払い(支払い不要の者を除く)」、「③出願書類の全てを出願期間内に提出」により行うこと(詳細は7頁「インターネット出願登録について」を参照)。 <u>インターネットで出願登録を行っただけでは出願手続き完了とならないので、注意すること。</u>

4. 資格審査

3頁「2. 出願資格」のうち、(9)により出願しようとする者に対しては、8頁「出願資格審査要項」により個別に出願資格審査を行う。

5. 出願手続き

出願希望者は次の書類を取揃え、必ず「**速達」の書留扱い**として下記住所へ郵送すること。**直接持参しても受理しない**。なお、封筒表面に「大学院(修士課程)入学願書在中」と朱書きすること。 (郵送先)〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 入学願書・履歴書:インターネット出願サイトにて、必要事項の入力後に作成される入学 願書・履歴書を A4 版で印刷のうえ、提出すること。
- (2) 写 真 3 葉:出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、 入学願書、受験票、写真票の所定箇所に貼付のこと。
- (3) 成績証明書:在籍又は出身大学(学部)長作成のもの(和文または英文で作成のものに限る)。なお、編入学等により認定されている科目がある場合には、編入学前の成績証明書も併せて提出すること。
- (4) 国籍を証明するもの:旅券の写し及び在留カード(両面)の写し
- (5) 修学に必要な経済能力を証明する書類: (例) 学資(学費等)支給人の残高証明、勤務先 発行の所得証明 等
- (6) 卒業(見込)証明書又は学位授与(見込)証明書等(出身大学(学部)長作成のもの): 最終出身学校のものを提出すること(和文または英文で作成のものに限る)。
 - ◎中国(台湾・香港・マカオを除く)の大学を卒業、または卒業見込みの者は、卒業(見込) 証明書に加えて、以下の書類を必ず提出すること。

【既卒者】

- ① 学歷証書電子登録票(教育部学历证书电子注册备案表)
- ② 卒業証書(毕业证书)及び学位証書(学位证书)

【卒業見込者】

- ① オンライン在籍認証レポート (教育部学籍在线验证报告)
- ※上記のうち、書類①は「中国教育部認証システム(中国高等教育学历证书查询 https://www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp) より取得すること。また、提出時点でWeb 認証の有効期限が15日以上残っていることを確認すること。
- ※卒業(見込)証明書及び学位授与(見込)証明書は原本を提出すること(写しによる 提出は不可)。書類②は写しによる提出が可能。
- (7) 受験票・写真票: インターネット出願サイトにて、入学願書と一緒に印刷される受験票 ・写真票により提出すること。
- (8) 返 信 用 封 筒:2通(受験票送付用及び選考結果通知用。定形封筒【長形3号(12 cm ×23.5 cm)】に宛先を明記し、410円分の切手を貼付したもの。)
- (9) 検 定 料 等:30,500円(※事務手数料500円を含む)

7頁「インターネット出願登録について」を参照し、検定料等の支払い 手続きを行うこと。

※国費外国人留学生及び中国政府派遣留学生等は、検定料等の納付を 要しない場合があるので、事前に法学研究科・法学部学事担当へ問い 合わせること。

(10) そ の 他:

- ・研究計画書の提出を希望する場合は、A4 判の用紙を用い任意様式で作成した上で、出願書類と共に提出すること。
- (※1) 本学法学部卒業見込の者が出願する場合は、上記(4)、(5)及び(6)の書類は提出不要。
- (※2) 本研究科研究生として在籍している者が出願する場合は、上記(4)及び(5)の書類は提出 不要。

6. 選考方法

学力試験 (筆記試験・口述試験) の結果等を総合して合格者を決定する。

7. 学力試験

(1) 筆記試験

- ア 筆記試験は、令和8(2026)年1月24日(土)から1月25日(日)までの2日間で行う。 なお、試験時間及び受験科目の割り振りについては、受験票発送時に通知する。
- イ 受験科目は、下記の「受験科目表」から2科目を選択する。ただし、外国語を2科目選択することはできない。

「法学政治学総合科目」以外の科目を選択した場合で、選考委員会が必要と認めたときは、 当該科目を「法学政治学総合科目」に代えることがある。

また、外国語科目に関しても、出願者の母国語を勘案し、選考委員会が指定した別の科目に代えることがある。

- ウ 専修的学修志望と研究者志望とを問わず、受験科目2科目のうち1科目は専攻しようとする分野の科目を選択することが望ましい。
- エ 研究者志望者(修士課程修了後に博士後期課程への進学を希望する者)は、外国語科目及 び専攻しようとする分野の科目を選択することが望ましい。

<受験科目表>

憲法、行政法、民法、商法、刑法、国際私法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法、社会保障法、経済法、知的財産法、国際法、比較法、法哲学、法社会学、政治学、行政学、現代政治分析、行財政論、比較政治、国際政治、日本政治史、アメリカ政治史、ヨーロッパ政治史、アジア政治史、日本政治思想史、西洋政治思想史、法史学

英語、独語、仏語、中国語、露語、法学政治学総合科目

(ただし、選択できる外国語科目は1科目とし、他の1科目は、必ず外国語科目及び法学政治学総合科目以外の科目から選択すること。)

- 注1) 行政学は、地方自治論を含むものとする。また、比較法は、比較法原論、英米法、大陸法・ヨーロッパ法、アジア法から出題し、試験当日に選択するものとする。さらに、法史学は、日本法史、西洋法史から出題し、試験当日に選択するものとする。
- 注2) 当日使用を許可する場合があるので、次のものも持参すること。

(書き込みのないものに限る)

- ① 判例のない法令集(1冊)
- ② 有斐閣刊行の『国際条約集』 (国際法のみ)
- ③ 受験する当該外国語の辞典(1冊) (ただし、当該外国語を和訳するうえで必要な場合は、複数の外国語辞典の持込みを 認めることがある。)
- 注3) 電子辞書の使用は認めない。

(2) 口述試験

令和8(2026)年1月26日(月) 午前10時から

※口述試験を受験できる者は、筆記試験の結果により本研究科で認めた者とし、その受験番号を、1月26日(月)午前9時30分までに法学研究科・法学部事務室前に掲示する。

8. 試験場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科·法学部

9. 合格者発表

令和8(2026)年2月6日(金) 午前10時

北海道大学法学研究科・法学部事務室前に掲示するとともに、受験者には郵送により通知する。 電話による合否の問い合わせには応じない。ただし、2月13日(金)以降においても郵送による 通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

10. その他

- (1) 研究者志望の有無は入学願書に記入すること。
- (2) 出願手続き後は、書類の変更を認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。
- (3) 出願に際して、あらかじめ指導(予定)教員とコンタクトを取ることが望ましい。
- (4) 短縮修了について

本研究科修士課程の標準修業年限は2年であるが、優れた業績を上げた者については、1年以

上の在学により修了することが可能である。ただし、1年での修了が確約されるものではない。

(5) 長期履修について

本研究科では、職業を有している等の事情(※1)によって、標準修業年限である2年を超えて一定の期間(※2)にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。

この制度に関する照会は随時受付ける。適用申請方法等については、合格発表後に送付する 入学手続きに関する書類で通知する。

- (※1) ① 官公庁、企業等に在籍している者(給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。)または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
 - ② 研究科において、アルバイト、パートタイムの職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認めた者
 - ③ 研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認めた者

(※2) 在学年限は4年を超えることができない。

(6) 入学検定料の取り扱いについて

出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。

ア 検定料の返還ができる場合

- ① 検定料を払い込んだが北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻の出願書類等を提出 しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類が受理されなかった場合
- ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- イ 返還請求の方法

以下の担当連絡先まで E-mail にて請求すること。

【件名】検定料返還請求

【本文】①氏名 ②支払日 ③出願区分(修士/博士)

本学にて入金確認後、返還にかかる手続きについて E-mail にて連絡する。なお、払い戻しには相当の日数がかかるため、あらかじめご了承願いたい。

【担当連絡先】〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学法学研究科·法学部会計担当

E-mail: kaikei@juris.hokudai.ac.jp 電話:011-706-3122/3123

なお、出願が受理されなかった場合については、本学から別途連絡する。

- (7) 身体に障害のある者で受験に際し配慮を必要とする場合は、10月27日(月)までに本要項の裏表紙に記載されている出願に関する問い合わせ先へ申し出ること。配慮内容については、個別に相談の上決定する。なお、受験上の一般的な配慮例等については、本学ホームページ(https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/gakkyoho/)にて公表予定。
- (8) 高等学校卒業以降の履歴を漏れなく記載すること。なお、入学後、履歴中に虚偽の記載又は記載すべき事項を記入しなかったことが判明した場合には、入学を取り消すことがある。
- (9) 個人情報の取扱いについて
 - ア 本学が保持する個人情報は、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」等の 法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に 万全を期しています。
 - イ 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、 ②合格発表、③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査・研究、及び⑤これらに付随 する業務を行うために利用します。
 - ウ 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の ①教務関係(学籍、 修学指導等)、②学生支援関係(健康管理、奨学金申請等)、③授業料等に関する業務を行 うために利用します。
 - エ ウの個人情報のうち、合格者のものについては、氏名、住所に限って、北大フロンティア 基金及び本学関連団体である ①北海道大学体育会、②北海道大学法学部同窓会からの連絡を 行うために利用する場合があります。

インターネット出願登録について

1. インターネットの出願登録にあたっては、①プリンター(必要書類出力用)、②メールアドレス (検定料支払い完了メール受信用。携帯電話は不可)を必ず用意すること。<u>インターネットで出願</u> 登録を行っただけでは、出願手続き完了とならない。 インターネットによる出願登録が困難な場合 は、申し出ること。

2. 出願方法

- (1) 北海道大学のインターネット出願サイト(https://e-apply.jp/e/hokudai-juris/)にアクセス すること。事前に操作手順や注意事項を必ず確認すること。
- (2) 画面のガイダンスに従い必要事項を選択、入力すること。
- (3) 必要事項の入力が正常に完了すると、登録されたメールアドレス宛に「申込完了メール」が届く。
- 3. 支払い方法の選択、入学検定料等の支払い
 - (1) インターネット出願後に表示される支払手続き画面に従い、次の①~③のいずれかの方法により支払うこと。
 - ① クレジットカードによる支払い 「カード番号」、「有効期限」、「カード名義」、「セキュリティコード」を入力すること。
 - ② Pay-easy (銀行 ATM、ゆうちょ銀行 ATM、ネットバンキング)、コンビニエンスストア、PayPay 銀行、楽天銀行による支払い

【Pay-easy の場合】

支払機関選択後に発行される「収納機関番号」、「お客様番号」、「確認番号」を必ずメモ し、Pay-easy 対応 ATM で支払うこと。

【コンビニエンスストアの場合】

支払機関選択後に発行される「お客様番号」、「確認番号」又は「オンライン決済番号」を 必ずメモし、コンビニエンスストアで支払うこと。ローソン、ファミリーマート、ミニスト ップ、スリーエフ、デイリーヤマザキ、セイコーマートにて利用可能。

【PayPay 銀行、楽天銀行の場合】

画面の説明に従い支払うこと。

- ③ 中国銀聯ネット決済(China Pay)による支払い 各銀行の支払い画面にて、「銀行口座番号」、「有効期限」、「パスワード」などの支払 い情報を入力し支払うこと。
- (2) 支払機関により支払に必要な情報や方法が異なるので、画面の説明を必ず確認すること。 ※出願時に海外に在住する者で、クレジットカード又は中国銀聯カードによる支払いができない者は、日本国内にいる者に依頼して、(1)①又は②のいずれかの方法より支払うこと。
- (3) 支払い後に受け取るお客様控え又は支払完了通知メールを印刷したものは、本人の控えとして大切に保管すること(大学への提出は不要)。

4. 出願書類の郵送

- (1) インターネット出願登録後に作成される入学願書及びその他出願に必要な書類を封筒に入れ、 入学願書と一緒に印刷される宛名ラベルを封筒に貼り、必ず速達・書留扱いにして、出願期間 内に必着で到着するように郵送すること。
- (2) 全ての書類が本学に到着した時点をもって出願手続き完了となる。インターネットで出願登録 を行っただけでは、出願手続き完了とならない。 出願期間後に到着した出願書類は受理しない ので、郵便事情等を考慮して余裕をもって郵送すること。

令和8(2026)年度北海道大学大学院法学研究科修士課程 (外国人留学生入試) 出願資格審查要項

令和8(2026)年度本研究科修士課程へ入学を志願する者のうち、3頁「2.出願資格」の(9)「本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの又は令和8(2026)年4月1日までに22歳に達するもの」により出願する者の出願資格審査を、下記により実施する。

1. 申請期間

令和7(2025)年10月20日(月)から10月22日(水)まで

(受付時間は8:30~16:30の間とする。郵送による場合も期間内に必着のこと。)

2. 申請手続き

出願資格審査は紙媒体による申請とするので、申請者は次の書類を取揃え、下記住所へ提出すること。

(提出先) 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科・法学部 学事担当

- (1) 出願資格審査申請書・履歴書:本研究科所定の用紙によること。
- (2) 写 真 1 葉: 出願前 3 か月以内に撮影したもので、上半身、正面、脱帽像のものを、入学願書 の所定箇所に貼付のこと。
- (3) 成績証明書:最終出身学校のものを提出すること(和文または英文で作成のものに限る)。
- (4) 卒業(見込)証明書:最終出身学校のものを提出すること(和文または英文で作成のものに限る)。
 - ◎中国(台湾・香港・マカオを除く)の大学を卒業、または卒業見込みの者は、卒業(見込) 証明書に加えて、以下の書類を必ず提出すること。

【既卒者】

- ① 学歷証書電子登録票(教育部学历证书电子注册备案表)
- ② 卒業証書(毕业证书)及び学位証書(学位证书)

【卒業見込者】

- ① オンライン在籍認証レポート(教育部学籍在线验证报告)
- ※上記のうち、書類①は「中国教育部認証システム(中国高等教育学历证书查询 https://www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp)より取得すること。また、提出時点でWeb 認証の有効期限が15日以上残っていることを確認すること。
- ※卒業(見込)証明書は原本を提出すること(写しによる提出は不可)。書類②は写しによる提出が可能。
- (5) 志望理由及び研究計画についてのレポート: 2,000 字程度。A4 判の用紙を用い任意様式にて作成すること。
- (6) 著書、論文、報告書、あるいは語学力等について、自己の能力を証するものがあれば、資料として提出することを認める。
- (7) 返信用封筒:1通(資格審査結果通知用。定形封筒【長形3号(12 cm×23.5 cm)】に宛先を明記し、410円分の切手を貼付したもの。)

3. 出願資格審査の方法

提出書類により資格審査を行う。ただし、必要と認めた者については口述審査を行うことがある。

4. 口述審査

令和7(2025)年10月28日(火) 午前10時

5. 口述審査場所

札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学研究科·法学部

6. 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、**令和7(2025)年11月7日(金)** 迄に、本人あて郵送により通知する。 電話による合否の問い合わせには応じない。ただし、11月10日(月)以降においても郵送に よる通知が届かない場合に限り、問い合わせに応じる。

7. その他

- (1) 出願資格審査申請書等を郵送する場合は、必ず書留扱いとし、封筒表面に「大学院出願資格審査申請書在中」と朱書きすること。
- (2) 出願手続き後は、書類の変更は認めない。なお、提出された書類は一切返還しない。

8. 修士課程選考試験の受験について

本審査要項により出願資格を認められた者は、令和8(2026)年1月24日(土)~1月26日(月)に行う修士課程の選考試験を受験することができる。この選考試験を受験する者は、インターネット出願登録を行い、検定料30,500円の支払手続きを行った上で、出願書類一式を令和7(2025)年11月18日(火)までに、必ず「速達」の書留扱いとして郵送すること。窓口に直接持参しても受理しない。詳細については、4頁「5.出願手続き」を参照。

| _ | 10 | - |
|---|----|---|

北海道大学大学院法学研究科

急速な社会の変化、技術の革新、経済の構造変化、そして国際化の進展など、現在の世界は刻々と変動を続けています。

そのような変化の中で、大学の法学部、大学院における法学・政治学の教育のあり方も問い 直されています。

当大学院法学研究科においては、受け身になりがちだった従来の法学・政治学の教育から一歩進んで、少人数による密度の濃い指導を通して、高度の専門的知識と国際的な広い視野からアクティブに現代社会の法的・政治的現象を捉え分析する研究者及び知的リーダーを養成することを目指しています。

本研究科所属教員一覧

(注)以下は、令和7年10月1日現在の所属教員の一覧です。

| 指導教員名 | | 専 | 攻 | 分 | 野 | 主 な 研 究 内 容 |
|------------|---|---|----|-----|---|---|
| 林 誠司 教授 | | 民 | | | 法 | 不法行為法。特に要件・効果に関する基礎理論とその現代的展開(抽象的危険制御命令としての不作為不法行為・その現れである監督者責任、相当程度の可能性論など)。 |
| 池田 清治 特任教授 | * | 民 | | | 法 | 契約締結上の諸問題を中心に、契約法の基礎理論とその現代的展開を研究。 |
| 曽野 裕夫 教授 | * | 民 | | | 法 | 契約法。特に、①私人による自律的な秩序形成を促進する契約法の規範構造のあり方の研究、②国際商取引における共通私法(特にウィーン売買条約(CISG)、UNIDROIT国際商事契約原則)の研究、③日米比較契約法の研究を行っている。 |
| 根本 尚徳 教授 | | 民 | | | 法 | 民法、特に差止請求権の基礎理論 (発生根拠、要件、効果) および不法行為法。さらに、物権法にも関心を持っている。 |
| 齋藤 由起 教授 | | 民 | | | 法 | 人的担保(特に保証)をめぐる諸問題 |
| 牧 佐智代 教授 | | 民 | | | 法 | 民法(契約法)と消費者法。具体的には、現代社会において多数発生している消費者被害を前に、民法法理がどのように変容しているか、また変容すべきかについて研究している。 |
| 山本 周平 教授 | | 民 | | | 法 | 不法行為法。とりわけ、法学方法論の観点から見た不法行為責任の判断構造、ヨーロッパにおける不法行為法の動向。 |
| 林 耕平 准教授 | | 民 | | | 法 | 契約責任法。とりわけ、債務不履行に基づく損害賠償の効果に関する問題(損害の 金銭的評価の方法など)。 |
| 氷見 哲洋 准教授 | | 民 | | | 法 | 契約法、とりわけ複数の契約の間での影響関係について研究している。 |
| 山本 哲生 教授 | | 商 | | | 法 | 保険契約と損害賠償責任の関係。損害保険契約の基本的性質。 |
| 野田 耕志 教授 | * | 商 | | | 法 | 金融商品取引法、特に開示規制。コーポレート・ガバナンスにおける金融商品取引法と会社法の関係。 |
| 川村 力 教授 | | 商 | | | 法 | 企業結合。会社財産と債権者の関係。倒産と企業再編。金融取引及び金融規制。 |
| 三宅 新 教授 | | 商 | | | 法 | ドイツの保険法における契約上のオプリーゲンハイトの研究 |
| 山木戸 勇一郎 教授 | | 民 | 事; | 訴訟 | 法 | 民事訴訟法、民事執行法。主に当事者論についてドイツ法を参考に研究している。 |
| 横路 俊一 教授 | * | 民 | 事; | 訴 訟 | 法 | 民事訴訟法及びADR。特に、判決手続のうち争点整理手続のプラクティスや、民事調停を中心とするADRの手続進行のあり方に関心がある。 |
| 伊藤 隼 准教授 | | 民 | 事; | 訴 訟 | 法 | 民事訴訟法、特に多数当事者訴訟に関する研究。 |

| 指導教員名 | | 専 攻 分 | 野 | 主 な 研 究 内 容 |
|-------------------|---|---------|---|---|
| 中山 一郎 教授 | | 知 的 財 産 | 法 | 特許法を始めとする知的財産法。解釈論のみならず、政策形成プロセスや実証的分析にも関心を有している。 |
| 吉田 広志 教授 | | 知 的 財 産 | 法 | 特許法を中心に、我が国の知的財産法制のあり方を研究している。 |
| Kwong, Qi Jun 准教授 | | 知的財産 | 法 | 国際知的財産法、特に地域統合における知的財産制度について研究している。 |
| 佐々木 雅寿 教授 | | 憲 | 法 | 違憲審査制、カナダ憲法、人権の司法的救済など。 |
| 齊藤 正彰 教授 | | 憲 | 法 | 憲法と国際法秩序ないし国際機構の関係など。 |
| 鈴木 敦 教授 | | 憲 | 法 | 日本国憲法体制の成立史 |
| 木下 和朗 教授 | * | 憲 | 法 | 統治機構、議会法制度、議会と政府の関係、選挙法、イギリス憲法など。 |
| 岸本 太樹 教授 | | 行 政 | 法 | 行政契約論、規制緩和、民営化、民間委託に関する法制度研究 |
| 佐藤 修二 教授 | * | 行 政 | 法 | 租税法、租税訴訟、租税分野における法の支配 |
| 米田 雅宏 教授 | | 行 政 | 法 | 警察行政法(警察法・環境法)、行政行為論、行政裁量論、行政法解釈方法論 |
| 津田 智成 准教授 | | 行 政 | 法 | 国家賠償法、損失補償法 |
| 川端 倖司 准教授 | | 行 政 | 法 | 地方自治法、特に条例論 |
| 児矢野 マリ 教授 | | 国 際 | 法 | 環境保全・持続可能な開発に関する国際法。国際法制度の執行過程に関する研究。 手続的制度(事前通報・協議等)。国際紛争の処理手続。 |
| 開出 雄介 准教授 | | 国 際 | 法 | 国家責任法、国際法の基本問題 |
| 小名木 明宏 教授 | | 刑 | 法 | 正当化と免責、罪数論、盗品等関与罪。ドイツ刑法一般についても研究。最近は、 スポーツ法についても研究している。 |
| 城下 裕二 特任教授 | * | 刑 | 法 | 責任論・未遂論・量刑論。医事刑法、特に終末期医療及び臓器移植問題。 英米刑法の基礎理論。 |
| 松尾 誠紀 教授 | | 刑 | 法 | 不作為犯論、共犯論など。 |
| 横濱 和弥 准教授 | | 刑 | 法 | 犯罪収益のはく奪、国際刑事裁判所における刑事実体法概念。 |
| 上田 信太郎 教授 | | 刑事訴訟 | 法 | 自白の証明力評価、補強法則など。 |
| 池田 悠 教授 | | 労 働 | 法 | 倒産時の労働関係処理 |
| 川久保 寛 教授 | | 社 会 保 障 | 法 | 介護保険法を中心に高齢者にかかわる社会保障制度や、意思決定支援・相談支援の 法的位置づけについて研究している。 |
| 中川 晶比兒 教授 | | 経済 | 法 | 独占禁止法の違法性判断基準、特に反競争効果と競争促進効果・正当化理由との比較衡量に関する理論構築。独禁法の実証研究。規制と競争の最適な組み合わせ。 |
| 中川 寛子 教授 | | 経済 | 法 | 経済法:排除行為の人為性。最近ではデジタル・プラットフォームによる排除行為 に関心がある。 |

| 指導教員名 | | 専 攻 分 野 | 主 な 研 究 内 容 | | | | | |
|-----------|------------|----------|---|--|--|--|--|--|
| 水野 浩二 教授 | | 法 史 学 | 中世ローマ法学、特に (1) 訴権的思考と権利的思考、 (2) 当事者主義と職権主 義の関係の再検討、 (3) 普通法と個別法の関係 | | | | | |
| 桑原 朝子 教授 | | 法 史 学 | 前近代の日本における「法」と文学の関係に関する研究 | | | | | |
| 会沢 恒 教授 | | 比較法・英米法 | 《不法行為改革》と懲罰的賠償、連邦制、アメリカ型法思考と「政策」 | | | | | |
| 徐 行 教授 | | 比較法・アジア法 | 司法による法形成、中国における司法改革・市民参加・環境問題と公益訴訟、 司法院大法官解釈 (台湾) | | | | | |
| 森 悠一郎 准教授 | | 法 哲 学 | 現代正義論、平等論、差別論 | | | | | |
| 尾﨑 一郎 教授 | | 法 社 会 学 | 法と都市、法とジェンダー、法と言語 | | | | | |
| 郭 薇 准教授 | | 法 社 会 学 | 法情報学、特に(1)法専門職の情報発信と規制手法、(2)立法審議と世論、 (3)国際的・学際的な法伝播の実証研究 | | | | | |
| 辻 康夫 教授 | | 政 治 学 | ・多文化主義、マイノリティをめぐる政治理論(移民、エスニック集団、先住民族、言語的マイノリティなど)。 ・コミュニタリアニズム、ソーシャル・キャピタル論、市民社会論 | | | | | |
| 千坂 知世 准教授 | | 比 較 政 治 | 比較政治学(特に選挙権威主義研究)、イラン地域研究 | | | | | |
| 土井 翔平 准教授 | | 国際政治 | 国際関係論、経済と安全保障、フォーマルモデル、統計分析 | | | | | |
| 宇野 二朗 教授 | \Diamond | 行 政 学 | 行財政制度・公企業制度と地域政策、官民連携など公共経営改革に関する研究 | | | | | |
| 山崎 幹根 教授 | \Diamond | 行 政 学 | ・戦後日本の国土開発政策 ・地方自治制度の運用とその機能 ・スコットランド政府の活動 | | | | | |
| 村上 裕一 教授 | \Diamond | 行 政 学 | ・規制等のマルチレベル・ガバナンス・科学技術イノベーション政策・日・仏・欧の行政制度・運用比較 | | | | | |
| 松本 洵 准教授 | | 日本政治史 | 日本政治史 (特に政党を中心に) | | | | | |
| 小濵 祥子 准教授 | | アメリカ政治史 | アメリカ外交史、安全保障理論、フォーマル・モデル、統計分析 | | | | | |
| 中村 督 教授 | | ヨーロッパ政治史 | ヨーロッパ近現代史、社会史、地域文化研究(フランス) | | | | | |
| 岩谷 將 教授 | \Diamond | アジア政治史 | 近現代中国の政治 | | | | | |
| 眞壁 仁 教授 | | 日本政治思想史 | 歴史叙述と歴史認識、徳川時代の学問と政治、近代日本における英米政治思想の受容 | | | | | |
| 村木 数鷹 准教授 | | 西洋政治思想史 | マキャヴェッリを中心としたルネサンス期イタリアの政治思想および歴史叙述 | | | | | |

[※] 法科大学院専任教員および北海道大学公共政策大学院専任教員の中には、兼専教員に指定されていないため、専門職大学院設置基準により修士課程学生の指導教員になることができない者がいます。参考までに、令和7年10月1日現在における法科大学院必置教員(兼専教員に指定されていない者)を*印により、同日現在の北海道大学公共政策大学院必置教員(兼専教員に指定されていない者)を◇印により、それぞれお示しします。もっとも、令和8年度については、これら必置教員の入れ替えが生じる可能性があるほか、より一般的には、退職や大学間の異動等により本研究科所属教員の構成自体が変更される可能性があります。出願者には、この点につきお含み置きいただきますとともに、特に令和7年10月1日現在における法科大学院もしくは公共政策大学院の必置教員(兼専教員に指定されていない者)の研究領域を専攻しようと考えている出願者は、指導希望教員の選択に先立って、法学研究科・法学部学事担当にご相談ください。

1. 大学院法学研究科在学生の年齢構成

(令和7年10月1日現在)

| 年 齢 区 分 | 25才以下 | 26~29才 | 30~34才 | 35~39才 | 40~44才 | 45才以上 | 計 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 修士課程1年 | 11 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14名 |
| 修士課程2年 | 12 | 8 | 2 | 1 | 0 | 1 | 24名 |
| 博士後期課程 | 1 | 10 | 7 | 1 | 0 | 1 | 20名 |

2. 修士課程修了者の進路状況

| 区 分 | 進 学 (博士·専門職大学院) | 司法修習生 | 大学等研究機関 | 国家・地方公務員 | 民間企業等 | 個 人 業 | その他 (受験勉強・留学帰国等) | 計 |
|-----------|--------------------|-------|---------|----------|-------|-------|------------------|---------|
| 平成30年3月修了 | 5 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 15名 (0) |
| 平成30年9月修了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1名(0) |
| 平成31年3月修了 | 4 | 0 | 0 | 0 | 11(1) | 0 | 5 | 20名 (1) |
| 令和元年9月修了 | 3(1) | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 7名(1) |
| 令和2年3月修了 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 2 | 8名 (0) |
| 令和2年9月修了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7名 (0) |
| 令和3年3月修了 | 5 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 9 | 18名 (0) |
| 令和3年9月修了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5 | 8名 (0) |
| 令和4年3月修了 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 11名 (0) |
| 令和4年9月修了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5名 (1) |
| 令和5年3月修了 | 2 | 0 | 0 | 2(1) | 2 | 0 | 3 | 9名(1) |
| 令和5年9月修了 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4(1) | 0 | 5 | 11名(1) |
| 令和6年3月修了 | 4 | 0 | 0 | 2 | 6 | 0 | 2 | 14名 (0) |
| 令和6年9月修了 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 2 | 4名 (1) |
| 令和7年3月修了 | 1 | 0 | 0 | 1 | 12 | 1(1) | 0 | 15名(1) |
| 令和7年9月修了 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3名 (0) |

注記: () 内数字は、社会人で内数

3. 修士論文、リサーチ・ペーパー題目一覧(令和7年3月及び令和7年9月修了者分)

- 1. 現代日本における新興政党の選挙戦略
- 2. 定住自立圏政策における実施過程分析
- 3. 中国における安全保障義務に関する一考察一日本の安全配慮義務を手掛かりとして一
- 4. 二次創作ショート動画の著作権問題に関する日中比較研究
- 5. 利用者間契約を巡るデジタルプラットフォーム事業者の責任—『抗弁の接続』の視点からの検討—
- 6. ドーピングにおける刑事規制
- 7. 適法引用―ツイッター・スクリーンショット引用事件―知財高判令和5.4.13令和(ネ)10060号
- 8. 西ドイツにおける新左翼の形成過程 (1967-86年) KPD/MLの機関紙『ローター・モルゲン』の分析から
- 9. ビジネス方法の特許適格性判断における「物の本来の機能論」の行方
- 10. AIカバー行為の著作隣接権侵害リスクに関する一考察
- 11. 家族介護を支援する現金給付の必要性
- 12. 加藤弘之「宇内統一国」論の変遷―明治日本における社会進化論の―側面―
- 13. 著作権集中管理制度の日中比較
- 14. 他者の不作為を介した犯罪の実現について
- 15. 井上哲次郎の宗教観の変遷―現象即実在論と神道の関係
- 16. 警察官による職務質問の任意性と強制の境界―日本と台湾の実務・理論の比較から
- 17. 地方自治の問題としての「多文化共生政策」―1990年代から2000年代までの北海道・宮城県の政策決定過程を中心として―
- 18. プログラム画面及びその利用に関する著作権法上の問題